

[事案 29-296] 配当金支払等請求

・平成 30 年 5 月 31 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 29-297] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

満期保険金等の支払いを受けたが、支払われた金額以上の配当金等があるとして、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 56 年 9 月に契約した養老保険について、支払われた金額以上の配当金等があるので、支払ってほしい。

- (1) 配当金明細書に記載の昭和 60 年から平成 12 年までの積立配当金を支払ってほしい。同金額以上の配当金があるのであれば支払ってほしい（請求①）。
- (2) 金額は不明だが、支払済みの金額以上の特別配当金を支払ってほしい（請求②）。
- (3) 金額は不明だが、保険料前納金積立利息を支払ってほしい（請求③）。
- (4) 金額は不明だが、生存保険金を支払ってほしい（請求④）。
- (5) 65 歳から 80 歳まで据置きしたが、(金額は不明だが) 配当金があるのであれば支払ってほしい（請求⑤）。

<保険会社の主張>

当社は、支払うべきものは適切に支払いをしており、申立人の申立てには理由がないと判断されるので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、申立人の主張を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

- (1) 請求①については、現金配当の配当金が現実に支払われているか否かにかかわらず、現金配当の配当金の請求権は時効により消滅している。
- (2) 請求②については、保険会社の算定が誤りであるという証拠はなく、特別配当金の金額が支払済みの金額以上であるという証拠の提出もない。したがって、保険会社において、支払済みの特別配当金以外に支払義務があるとは認められない。
- (3) 請求③については、約款では、保険料前納金または一括払分保険料は利息をつけて積み立てておく等の取扱いを規定しているが、本契約は月払いであり、前納または一括払いを行っていないことから、本規定の適用はない。
- (4) 請求④については、約款には、延長定期保険に変更時の解約返戻金の額によっては生存保険が付加される場合がある旨規定しているが、本契約においては、延長定期保険に変更されることなく、満期が到来しているので、生存保険金が支払われることはない。
- (5) 請求⑤については、配当金額について、算定が誤りであるという証拠はなく、配当金の金

額が支払済みの金額以上であるという証拠の提出もない。したがって、保険会社に対して、既払いの配当金以外に配当金の支払義務があるとは認められない。